

## 高知大学S・O・Sに関する規則

平成16年4月1日

規則第140号

最終改正 平成18年7月12日規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学S・O・S (Students' Organization for Self-help and Official Support) の目的を定め、かつ、その育成・発展のための支援組織等に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 高知大学S・O・Sは、学生が次の各号に定める事項を理解・習得することを目的とする。

- (1) 学生の学修や学生生活及び地域等における支援・交流活動を通じての社会的貢献
- (2) 社会が21世紀の人材に求めるコミュニケーション能力などの形成
- (3) 自律的な集団として活動し、課題の設定、実施、総括と公表等を行うことによって、新たな文化を創造するために必要な基本的能力の育成

(セクションの設置)

第3条 高知大学S・O・Sには、次の各号に定めるセクションを置く。

- (1) 高度情報化支援のための「情報S・O・Sセクション」
- (2) 国際交流協力のニーズに対する支援・交流のための「国際交流協力S・O・Sセクション」

(学生スタッフ)

第4条 前条各号に定めるセクションに、学生スタッフを置く。

2 学生スタッフは、前条各号に定めるセクションが実施する認定試験に合格した者とする。

(認定)

第5条 学長は、認定試験に合格した者に認定証を交付するとともに、その旨学籍簿に記載する。

(支援組織)

第6条 高知大学S・O・Sの活動は、総合教育センター大学教育創造部門において支援する。

(事務)

第7条 この規則を実施するための事務は、学務部学務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、高知大学S・O・Sの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年7月12日規則第17号)

この規則は、平成18年7月12日から施行し、平成18年4月1日から適用する。